九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

フオルク(Volk), ナチオーン(Nation), ライヒ(Reich) : その概念と今日の意味の変化

ゲルハルト, ライブホルツ

林田, 和博

https://doi.org/10.15017/1498

出版情報：法政研究. 32 (1), pp.1-38, 1965-11-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

論　説

フォルク(Volk)、ナチオーン(Nation)、ライヒ(Reich)
―その概念と今日の意味の変化

ゲルハルト・ライブホルツ
林　田　和　博　訳

一　論議の的となっている諸々の概念を内容的に手短かに義解することから始めようとおもう。

まず、フォルク（民族）と言う概念がある。フォルクとはナチオーン(国民)に対立するもので、自然によって与えられたものである。ナチオーンに対立するフォルクは古代にも中世にもまたいわゆる近代にもあったのである。しかも、たとえばこの概念がラテン系諸国において今日もなお、これらの諸国が“popolo”あるいは“peuple”について語る場合に用いられているように、あるいは亦、アングロサクソン系の諸国が《people》と言う表現を用いる場合にこの概念がこれらの諸国にとって本来親しいものであったように、本源的な意味においてフォルクは常になにがしかの数の人間が現実に存在することを前提とし、その現実的存在は、修辞学的、意響学的あるいは実体的

にと言えば楽観的かもしれないが、少なくともなんらかの方法で感覚的に把握されなければならないものである。

この意味において昔の人々は、それを支配的な諸階層から区別しようとする際には、《庶民（ゲマイネン オフフルク）》と言う表現を用いたのである。この意味において我々自身も、今日やはり、この概念を、我々が凡そ一つの通りとか、広場とか、あるいは広間などに多くの人々が集っているのを表現する場合に用いるのである。一九一四年八月ヴィルヘルム二世皇帝が宮城のバルコニーからベルリンの宮城前広場に集った大衆に語りかけた時、皇帝はまさにフォルクに向って語ったのであった。この意味でフォルクとはそこに居合わせた、実際に集ったフォルクであって、結局フォルクとはその意志を喝采とか、国民投票による選挙とか、表決とかの形で知らせるフォルクである。この意味のフォルクは、国民投票的又は直接的民主主義のフォルクであって、選挙権及び投票権の助けを借りた能動的市民として、自己の意志表示をする。この意味におけるフォルクは、しかしながら亦、政党国家的民主主義が詳細に見ると国民投票による民主主義の合理的な外観をもっている限り、あるいはそう言ってよければ、現代の単一国家（フレッヘンスタート）における直接的民主主義の代用物である限り、今日広く政治的な現実となっている政党国家的民主主義におけるフォルクでもある。(一) この意味におけるフォルクは既にルソーが看破したように、国民投票による民主主義の思想を変造しない限り、実際には代表され得ないであろう。

(一) より詳細にはライプホルツの《近代民主主義の構造変化》、一九五八年近代民主主義の構造上の問題の中の九三頁以下。

二

右とは別にいずれにもせよドイツ語圏内にも、更らにもう一つのフォルクの概念がある。即ち我々は、例えばアングロサクソン系の諸国と反対に、フォルクについて、一つの政治的統一体として語るのである。例えば我々が元首（君主あるいは大統領）によるフォルクの代表について、あるいは国会の一議員によるフォルクの代表について

語る場合、フォルクは政治的観念的な統一として仮定され、それは代表者によってもう一度現存するものとなる。勿論ここでフォルクは個々人から独立の集合概念とは考えられていない。しかしフォルクは同時にフォルク共同体を形成している個々人の総体として、より多く仮定せられている。フォルクはここでは丁度胚芽の中に未来の種族の命が宿っているように、過去の世代の遺産を包括している一つの全体として現われる。

ドイツ語圏内のフォルクは従って二重の意義を持っていることとなる。第一にフォルクは直接的民主主義及びその代用物の実際に現存するフォルクである。フォルクはしかしそれ以外に第二に——しかもなかんづく持続的な影響の上に立って浪慢主義や理想主義がかかるフォルク概念の形成の上にも作用したのであるが——代表と言う原理の助けを借りて、具体的個別的な現実の中における観念的な価値の確固たる存在によって、観念的統一として現われるあのフォルクである。

どのようにしてグルッペ（Gruppe）がフォルク（Volk）となるか？

この疑問に関しては周知の如く文献中種々の意味が表明されている。以下の所見を記することにとどめよう。

第一に人々は、そこからフォルクが発生して来る客観的に自然的な領域、共通の空間と共通の起源を指摘した。共通の起源と共通の空間と並んで、その次に共通の文化財がある。例えば言語、文化的な生活、文学、フォルクを一つの観念的な価値共同体にまとめあげる、そして一つの具体的個別的な、歴史的な形態をとらせる教会等である。最後に共通の歴史的な体験もある。これらの体験はそれ自身においても統一しながら再びフォルクにかえって働きかけ、これらのフォルクを自から一つの統一体につなぎ合わせるのである。

通常われわれは一フォルクについて語り、例えばフォルク意識、フォルク共同体、フォルク精神、フォルク性と言

う諸概念を、上述のいわゆる一フォルクの体質を形成する諸要素、例えば共通の血統、共通の活動領域、共通の言語に共通の文化、共通の歴史と言うようなこれらの諸要素が互いに結び付いている場合にのみ、用いているのである。しかし、すべてが上述の通りというわけではない。ちなみにスイスやアメリカといった国のことを考えてみるがよい。これらの国は民族学的には一般に自然のままの同質性を持っていないのである。

一フォルクの構成に関係している種々に異なる要素のどの一つを絶対化するかによって、フォルクの概念も様々に変って来る。斯くて、例えばナチズムはそのフォルクの概念に生物学的唯物論的内容を付与しようと試みたのである。それに対してもし共通の言語、共通の文化を、一フォルクをフォルクになすものとして考えると、我々はこのいわゆる生物学的なフォルク概念に対して、精神領域に入り込んで来ている言語と文化によって特徴づけられている一フォルクの概念について語ることができるわけてある。そして最後にわれわれは、このようなフォルク概念に対していわゆる歴史的フォルク概念を、もし一グルッペをフォルクにするのが単に共通の政治的宿命であるとする場合、対置することができるであろう。

だが、《基本要素》という助けを借って《フォルク》現象を解明しようとのすべての試みは失敗した。いわゆる種族（ラッセ）というものが一共同体をフォルクに成す決定的な要素であらねばならないとする生物学的フォルク概念にあってはこのことは直ちに明らかである。何故ならば、例えばアリアン種族（ラッセ）という様な一種族に属するということは一フォルクに属するということと内的関連性を持たぬからである。種族（ラッセ）上の諸特徴はいかなるフォルク的な共同体の特徴でもない。同一種族の所属員は全く異なるいくつかのフォルクに属し、異なるいくつかのフォルクの所属者が同じ種族に属する。事実、生物学的なフォルクの概念は歴史的になったフォルク的な共同体構成とは全く相いれないものであ

る。いわゆる生物学的なフォルク概念はその上必然的に、現存のフォルク的なグルッペ形成を無力にしてしまう系統的整理へと赴くのであり、かくて、例えば近代的な種族（ラッセ）理論から、ゴビノー伯爵（一八一六—一八八二）が祖国の理念を《カナンの不思議》と呼んだのも決して偶然ではないのである。

しかし共通の言語や文化もそれだけでは多くの場合一フォルクの存在を納得のゆくように解明することはできない。一フォルクを形作ることがなくても、同じ言葉を用いているフォルクはいくらでもある。ちなみにイギリスとアメリカ合衆国を考えてみるがよい。あるいは種々の中南米のスペイン語を用いるフォルクを考えてみるがよい。その上、一フォルクの中でも、たとえばスイスがそうだが、いくつかの言語が用いられるということがあり得る。

最後に、一フォルクの存立を明らかにするには通常共通の政治的・歴史的な諸経験も亦それだけでは充分でない。何故ならば詳細に見ると、これらの諸経験は一つのこれらの経験をまず可能にする共同体の存在を前提とするからである。

どのようにしてフォルクがナチオーンとなるか？

一　言葉の言語学的解釈の際に以下のことに留意しなければならない。共に生まれたこと、一緒に育ったという事が一フォルクをナチオーンにそのままするものではないということである。共通の言語と雖もそれだけではヘルダー（Herder）や特にスラブ系民族の国民意識の発展に及ぼした彼の影響にも拘らず、諸民族の国民化（Natoional-werdung von Völkern）を解明できない。

実際にはフォルクが自らの政治的・文化的真価に眼覚め、感情的にその存在を自立的な具体的な全体性として肯

定することによって始めて一フォルクはナチオーンとなるのである。一フォルクはそうすることで自覚と意志との作用を通じてナチオーンへと拡大してゆく。従ってE・レナンが一八八二年にその有名な著書《国民とはなにか》の中で、『国民とは毎日繰返される一般投票である。』と語ったことは正鵠を得ている。一フォルクが歴史の主体であるとか、あるいはシュターフェンハーゲンのいうように『存在する歴史性の支持者である』とか、いってよいとする場合、一フォルクがその使命と天職とに気づきそして自己の特性と特質とを他民族に対して強調し、また歴史的に形成され、歴史的に定義された具体的な形を取る場合、われわれはナチオーンについて語ってもよいであろう。

このような事情の下では、ある時代、即ちヨーロッパにおいて諸フォルクが一般的に諸ナチオーンへと拡大していった時代、そしてアジアやアフリカでは諸フォルクが徐々に勢を増しつつ、その自覚の発見を通してその歴史的な独立性を肯定し、そしてそのことによって他のフォルクから離れていく時代にフォルクとナチオーンとが広汎に同一視されるのもあながち不思議なことではない。

二

斯くて、次のこと、即ちナチオーンの概念がフォルクのそれに対して何故自然的所与ではなくて歴史的に形成されたものであるか、次にナチオーンは「芸術と時間の成し遂げたもの」というディスレェリの言葉が何故正しいか、ということが明らかになる。勿論、何時一フォルクがナチオーンになったかという正確な時期を指摘すること、亦別の表現を用いれば、われわれは何時から国民国家（Nationalstaat）の時代と呼び得るか、の問題は決して容易な問題ではあるまい。この点に関し厳密な時間的な区分は不可能である。

むしろ民族（フォルク）は徐々に国民（ナチオーン）に成長していくのである。民族意識が自分にもほとんど気のつかない程度に進展してい

る過程において国民意識を形成するまで、そして自からの政治的存在を肯定することによって民族（フォルク）が国民（ナチオーン）になるまでには何世紀もかかることがまれではない。歴史家エドアルド・マイアーは次のように深く驚嘆しつつこの過程に注目している。「始めはゆっくりと、形造られていく。次には半ば無意識に、比較的身近な共属の感情、民族の統一の表象が形造られる。かかる感情の最高度の盛上り、即ち国民（ナチオーン）という理念は、次に歴史的発展が造り出し得る最も洗練され、最も複雑になった創造物である。歴史的発展が事実上存在する統一を、意識せる活発な創造的な意志へと変換するのである。」

三　従って確かなことは、単純な郷土愛や祖国愛を国民感情あるいは国民意識の表現とはみなさないということになる。亦古いライヒ（Reich）があとでは「ドイツ国民のローマ帝国」の名称をかたったという事実も、ここではナチオーンの下にただフォルクだけが理解されていたということを見のがしてはならない。以上の理由から中世紀の諸ナチオーンに関しても近代的な意味でナチオーンという言葉は用いられない。中世にもまたそれ以前の時代にもナチオーンの概念は一定の関連において用いられていたのであろうが、しかしその当時人々がこの概念に付与した意義は今日の我々によく知られているものとはやはり異なるものであって、それはわれわれが、たとえばバーゼル会議にあってはスカンディナビア人、ポーランド人、ハンガリア人などもドイツ人のうちに数えられたこと、またイタリアではイタリア国民が単純に地理的にその郷土によって区別されたことを想起してみればよいのである。

更に中世の諸フォルクは、直ちに広汎なキリスト教団体(corps christianum)の一部分として、亦そのキリスト教団体のうちで諸民族の間に存在する差異を相対的にしてしまう種々の社会階層の一部分として、感じたのである。

更に別の表現をもってすれば、民族的な自覚が国民的な自覚に発展し得た限りにおいて、中世においては、全てを包括する宗教的な共同体意識によって、丁度個々の階層の共同体意識によってと同様に、蔽われており、それは国民（ナチオーン）への結合がどんな社会的関係にも先んじて優位に立っている近代的な国民国家の時代とはまさに著しい対照をなすのである。

四

国民（ナチオーン）という現象にあっては歴史の所産ということが問題なのであって、自然の所産であるということは重要でないとする見解は、歴史の流れの中で何故国民が民族（フォルク）内の様々の階級や集団と同一視され、亦、内容的にかくも様々に解釈され得たかを明らかにするものである。もっぱら貴族階級が純粋な国民意識を展開し得た時代には国民と貴族階級とを同一視できたというのも決して偶然ではない。例えばルッターは一五二〇年に公刊された著書に「ドイツ国民のキリスト教徒貴族」という名を宛てている。更らに十八世紀においても貴族と国民とは同じものと考えられていた。この意味において、例えばブルケはフランス革命はフランス国民、即ちフランス貴族をドイツに向って追放したといい、亦ド・メールは何が国民であるかという問に、まさに、国民は支配者（統治者）と貴族とからなると言う一文をもって答えたのである。ドイツにおいて、この意味において国民と等族とを同一視したのは、なかんずくピッターとヘーベルリンであった。

しばしば近代国民国家（ナチオーンスタート）の成立期であるといわれるフランス革命に続いて、次に民族的存在（フォルキッシェン）の真価を認めることによって十九世紀ヨーロッパの国民国家に決定的な刻印を押したのは市民階級であった。急進的な均等化と民主化の過程を経て、遂に前世紀のうちに、かっての社会的には下層の人々も、民族の国民化（Nationwerdung des

Volkes）の過程に大幅に関与するようになった。一国民というものは政治的にも社会的にも、貴族、市民、農民、労働者などが、その貴族的あるいは市民的あるいは社会的な刻印を媒介するに応じて、全く異なる性格を取るのである。

五　もしナチオーンの概念が歴史的なものであり、国民意識が歴史的展開の産物であって決して「自然的なもの」でないならば、国民の歴史像は変り易いものであり、いろいろな内容を盛ることができるということは驚くべきことではなくなる。この関係において、例えばバルザックの作品中の一つに紹介されている一典型的ドイツ人のことを想起していただきたい。このドイツ人はバルザックによって次の様に性格づけられている。「彼は高貴で純粋なゲルマンの、あの七度の侵入の後でさえ消え失せなかった平和を好む慣習を持つあの尊敬すべき性格に富んだゲルマンの、まことの息子であった」。二十世紀フランス人の誰れが一体、このバルザックの描いたゲルマン人像を身につけたであろうか。

しかしこの命題が不変の国民的性格から生まれたものであるならば、いずれにもせよ、根本的なるもの（Grundsätzlichen）から国民的性格の形成に影響を及ぼすべき可能性が生じている。斯くて同時に、国民的水準における教育の作業に対しては、その限界を意識している限り、即ち諸国民がその歴史から解き放たれず、随意に形成されないことを意識している限り、一つの根本的な可能性が開かれているのである。(二)

(二)　この点に関してクロッコウ（krockow）伯爵の「国民意識と社会意識」参照、ポリティッシェ・フィアーテルヤーレスシュリフト、第一巻（一九六〇）一四一頁以下。同じ箇所には上述のバルザックの言葉も引用してある（一五〇頁）。

こうして以下のことも明瞭になる。国民国家の時代は結局、無歴史的であるという要求、換言すれば、歴史とは無関係に人関の共同生活を未来について確定的に秩序づけ得る立場にあるという要求、をなし得ないということである。歴史の所産として、この時代ですらいつかは歴史に、従って過去に所属するであろう。国民というものは勃興し没落して行く。国民国家の時代は一切の歴史的に生成されたものに付着している無常という呪いから自からを解き放ち得る状態にはないのである。

六　行為、その行為を通して一民族がその真価を意識するようになるところのものと及び一民族が自からを国民へと拡大しようとする意志（Wille）とは種々の形態をとり得る。

一フォルクが既に時代的に早くから自からを国家的に組織したこと、及び一民族（フォルク）から一国民への拡大は多かれ少なかれ有機的な発展過程のうちにあって国家の助けを以って行なわれ亦この国家は徐々にではあるが国民国家の性格を帯びてくるということ、が可能である。例えば英国やフランスにおいては既に民族が国民になる以前に本質的に同じ言語を用い、同一文化を所有する民族（フォルク）、また同じ運命も体験している一民族が国家内で《国家民族（スターツフォルク）》を形成していたのである。上記二国においては国民国家への展開は比較的早く完了したのであるが、中部ヨーロッパ、例えばドイツやイタリアにおいては国民の意志は十九世紀になって始めてその地位を得ることができた。これらの遅れた国民はその国家的統一を、かっての王権国家の崩壊をともない、百年もの間揺れ動いた苦しい陣痛の中で成し遂げたのであった。いずれにもせよ、その政治的生命を独自に形成しようとする意志を、あるいは通常われわれが言うように、国民的自治への意志を一民族は《国民化》（Nationwerdung）の過程において持たなければならない。それは丁度ボン基本法の序文にある通りである。「ドイツ連邦共和国に住むドイツ民族は『自からを、神と

人間とに対する責任を意識し、その国家的国民的統一性を維持するという意志に満されて、あたらしい秩序を賦与したのであった。』」

統一への傾向

一　ところで、これに関しては歴史が沢山の証拠を挙げているが、何故血統的にはある特定の民族（フォルク）に所属する個人が、他の国民（ナチオーン）、この個人が自己の自由な意志決定に基いて自からが属していると感じた国民（ナチオーン）の間で政治的に指導的な役割を演じ得たか、が明らかになる。自からを存在する歴史性の代表者と感じ亦自からをそのような意識行為を通して国民（ナチオーン）へ拡大して行こうとする一民族（フォルク）は、その政治的組織機構を国家の中に求めようと試み、そしてそれによって国家を実質的に合法化しようと求める。別の方法で公式化すれば、国民国家の時代には民族、国民、国家は、理想的に典型的に観察すれば、相互に伸び合ってゆくが、一つの統一を形成する方向に伸長して行くということである。

国民国家の政治的現実は過去において必ずしもこの理想型に適合していない。歴史は国民へと拡大して行く一民族に独立的な国家団体の中に自己を組織することが禁じられていたことを示す沢山の例を与えている。例えばポーランド民族である。まさにまたプロイセンや今日のドイツの例が示しているように、独自の国家団体の中にあって自由に生活することがただ一部の人にだけ許されて、同国民の他の部分は所属員（国民）として他の国家にあるいは束縛されて生活している衛星国家に合併されている。マンシニ（Mancini）が既に百年以上も前に述べているように、まさに国民は国境を以っては覆い隠し得ない一つの共同体でもある。

二　斯くて、何故われわれは、そこにおいて国民へと拡大していった民族が直ちに国家にその政治的組織機構を発見した所謂る国家国民と、特に共通に伝承された文化財に基盤をもつ所謂る文化国民（マイネッケ）とを屢々区別したかが明らかになる。国家国民と文化国民とは、後者は必ずしもその意志を実現して一国家組織機構において国民的な自己主張を実現する必要がないから、両者は一致する必要がないということも亦明らかである。

しかし反対に、同じ国家団体内での共通の歴史体験のみが種々の民族集団を、時代の流れの中で、一つの国民的共同体に結び合わせることもまた可能である。そのような場合には、国家を支える政治的諸理念や国家の歴史的存在によって国家創造的に働くのは、そしてその統治によって国家民族をその政治的歴史的な真価を肯定するような状勢に到らせるのは、国家そのものである。ドイツ人、フランス人、イタリア人からなっているスイスはそういうような、例えば正真正銘の「政治的国民」（politischen Nation）に発展した。同じことがアメリカ合衆国にもあてはまる。

三　もし国民国家の時代に、この国民国家によって理念型的に国家民族（Staatsvolk）の国民的同質性が前提とされるならば、国民的に同質でない国家は変則として現われる。もし一国家民族（スターツフォルク）が、異なる血統、異なる文化、そして引き離されるという歴史的運命のために意識的に自からが他の国民に属していると感じている少数民族集団、例えばビスマルク帝国におけるポーランド人、デンマーク人、エルザス人がかってのこの例であり、亦今日のイタリアにおける南チロル人などがこの例であるが、かかる少数民族を抱えていると、そのような国家においては国民の多数民族が国民国家的な見地の下で少数民族に対して持つ当惑が非常に大きいものである。

ヨーロッパ諸国においては、第一次世界大戦の後、すなわち国民的な少数民族の数的な強さによってこの当惑がきわめて増大した時、人々は国民的な少数民族の権利の助けを借って国民国家的原則（ナチオナルシュタート）の尖鋭度を柔らげようと試みた。即ち人々は、国民国家の観点に立って、少数民族に対して合法的な支配者としての要求を通告し且つ少数民族を可能な限り自己同化しようと試みるあの国民の多数民族に対し、特定の法的な制限を課し、もって少数民族に数えられる市民に彼等の個人的な特権と文化的な権利とを確固たるものとした。

しかしこの救済手段すら、種々異なるより大きな国民的な集団の存在が、一民族集団の支配的要求の合法化に異議をさしはさむような純粋の多民族国家においては役に立たないのである。そのような国家においては当面の当惑は、おそらくは、実際的（プラグマチッシュ）な共同体（シュタフェンハーゲン）の意味において、全ての多民族を、同盟的形態における同権主義（Gleichberechtigung）の基礎に立って、国家権力の行使に共同に参加させることによって克服されうるであろう。しかし、それによって国民国家の原則そのものが最後には問題にされるであろう。このようなわけで、オーストリア・ハンガリーにおけるハプスブルグ家の二重君主国でそのような多民族国家に到らなかったのは偶然ではない。

ところでヒットラーはニィーチェの「民族が国家を打ち砕く」と言う言葉を記憶していて、ビスマルクとは正反対に、ドイツ国境外のドイツ人たる少数民族を国民的には同質でない寄せ集めのヨーロッパ諸国に対する爆薬として用いたことによって、一国民の少数民族の権利を拡大することによって国民国家の原則の極端な結果を防止しようというこころみに、とどめを刺したのであった。ヒットラーのこの政策は、これらの諸国が懸命に求めていた国民的同質性を、残虐な清算、即ちドイツ人たる少数民族を追放することによって、これらの諸国にもたらすことを容

易にした。

主権（Souveränität）の概念と本質

一　国民国家の時代に国家が占めていた中心的な意義は民族と国民の存立を確固とするためにその国家が力を、しかも最高絶対（スプレーマ・ポテスタス）の力を行使するということのうちに、その明白な表現をなしているのである。事実国民国家の時代には国民にまで拡大された民族と国家並びに主権とは相互に密接につながりあって全体を構成している。それらは互いに並列し、交互に重なり合って関係し合っていた。

二　主権の概念と本質とは周知の如く既にボーダンにより、その共和国に関する著作の中で、比較的詳細に解かれている。

ボーダンによれば、主権者とは一特走の領域的範囲内で最高の権力を行使する人のことである。「主権者である」ことは、繰返し強調されているように、最上層にいることであり、何人をも自己の上に見ないことである。この意味において主権者であるということは「自分の家で大将である」ことである。次のようにもっと簡潔に公式化することもできようか。即ち主権者とは、最終的な、最高の、普遍的な決定権を特定の領域的範囲内で占めている人である。この意味で我々は主権をもった国家を一領域内において普遍的な決定の統一性（Entscheidungseinheit）と考えたのである（ヘラー）。

この意味において一体誰が主権者であるかの疑問はいろいろに答えられるであろう。ただ一人の人間のみが最後

に発言し得る、即ち最高たり得ること、そして常に繰返し間違って主張されているが、主権とは分割され得るものではないことは明らかである。絶対君主国では、政治的権力の一切がそこに由来している君主が主権者であった。民主主義においてはフォルクが君主にとって替った。それ故成文憲法、例えばボン基本法にあるように、全ての権力は「フォルクに由来する」とあるのは決して偶然ではない。民主主義にあっては全ての政治的官庁（憲法機関）はその権力を、もしそれが合法的であるならば、下から即ちフォルクから導き出さねばならない。この観点の下に十九世紀の立憲君主国は、過渡的段階として現われるのであり、ここでは君主と君主の先験的に合法的な主権をわが物にしたがっていたフォルクとの間に妥協が現われるのであり、しかしてフォルクは主権を最終的に確保し得なかったのである。

三

こうしてある人、例えばアメリカ合衆国の大統領は、自からのために君主としての数々の特質を要求出来るという状態に陥ることなく、考えられる限りで最大の諸権能を持つことができる。アングロサクソン民族の理論では、今日に到るまで少なからず議会は主権者とされている。その理由は、よくいわれるように、「議会は女を男にし、男を女にすることはできないということを別にすれば、気に入ったことは何でも決定することができる」からである。しかし実際にはやはりイギリス国会にも広汎な憲法にのっとった制限が多数課せられている。イギリスにおいても議会は君主の場合とちがって、直ちに議会の好むところをなし得ないが、その理由はまさに議会に与えられている権力が始めから備っているものではなく、フォルクから由来しているからである。そして全く明瞭であるが非常事態について決定を下すものが主権者でもない、蓋し法治国の民主主義において、非常事態に際し決定を下す権能はそれ自体主権者から由来し、そしてそれ故憲法によって内容を制限されている権能を含んでいるからである。

民主主義においては、編成された憲法機関はいかなるものと雖も主権者たることを当然のこととして要求することはできない、その理由はその憲法機関が最高の、普遍的な、そして窮極的な、ただひとり主権の主体にだけ、即ち民主主義においては国民（フォルク）にだけ属すべき決定力を要求できないからである。

四　これに対し、しばしば次のことがいわれる。即ち国内領域におけると同様、国家間の領域においては、同時に現存の法を傷なうことなしには主権者がのがれ出られないもろもろの結合が充満している、ということである。諸国家を国際法上各々の行動の自由から束縛する無数の結合を考えてみるがよい、亦ヨーロッパ統合とNATOに所属することによってドイツ連邦共和国に課せられている種々の義務を考えてみるがよい。しかし、民族や国家が自由に法に服従することができる場合、ケルゼンのように、実は法のみが主権者であると主張することには矛盾がないだろうか。そうすれば法が、法に服従し法に結びつけられている国家よりもより高いものと見えないだろうか。主権の本質に最高権力（スプレマ・ポテスタス）を占有することが属するのであれば、法は自からに国家、国民、民族を服従せしめ得るという事実は、必らず次の疑問、即ち、実際上今日もなお民族、国民、国家は合法的に主権をもつものとされ得るかという疑問にたどりつかざるを得ない。

この問題を今日においてなんとか積極的な意味において解答してよい、亦しなければならないならば、主権の概念は概念の本質において結局政治的な概念であって、法概念ではないということにあるようである。国家は今日でもなお政治的・存在的なものの領域において決定権を持っている。国家は今日でもやはり最高の、普遍的な決定力を行使するものである。国家は主権を持っているが、それは国家がおそらくは法に対しても、たとえ国家が自由に

自から法の下に服従した場合であっても、自己の権利を主張できるからである。ところで国際法の領域では主権の政治的な性格はやはりいろいろの形で認められている。即ち諸国家が、国際法をあるいは傷つけあるいは傷つけることなく、戦争への路を歩み、あるいは特定の条件の下で現状を維持するという状態にあれば（clausula rebus sic santibus）その諸国家は主権を持っているのである。

その例として私は一九一四年のドイツ軍のベルギー進入を想い出す。この進入は現存の国際法上の諸々の義務をあきらかに破るものであった。この進入は当時のドイツ国首相フォン・ベートマン・ホルヴェークによって帝国議会に「危急はいかなる法律（ゲボーテ）をも知らない」という指摘によって、即ち当時のドイツ民族の政治的存在の状況の特質をもって、簡単にいえば、国家と国民とは主権をもっている、即ち政治問題において最後の決定権をもっていると言う指摘によって、正当化された。あるいは亦数年前近東で起った事件を考えてみればよい。現存する法的な諸々の義務に反してエジプトは西欧の巨大勢力によって政治的理由から戦争にひき入れられた。最後にはド・ゴールのことが考えられるであろう。彼はフランスの主権をたえず新たに繰返し、きわめて強い調子で立証することに疲れを知らないのである。

これらの容易に増大してゆく諸例は、確かに主権とは政治的な概念であって法概念ではないこと、更らに今日この概念に付着しているかもしれない数多くの隔世遺伝にも拘らず、主権には現在においてもある政治的実際的意義が否定され得ないということを示しているのである。

五　上述の事実に対しさらに一つのはるかに根本的な異議があげられる。我々は次のことを議論する、即ち、主権の概念が政治的意味で理解されなければならない場合でさえ、政治の場において、事実上の圧迫手段がそのような豊富さと強さとをもって強国によって中小国家に対して用いられ、主権については現実にはもはや語られ得ぬという決定的事実を今日においては無視できないであろう、と。人々は、このような関係において、弱小国家が圧力をかけられる、そしてまさに発展のための援助が必要な独立まもない若い国々にとってはかくも大きな意味を持つあの経済的財政的援助、必要な武器調達を中止させるためのあの威嚇、そのような威嚇を実現するための種々の約束、今日の原子兵器とロケット兵器の所有と結びついているあの圧迫、を指摘するのである。かかる観点の下に今日かろうじて原子力諸国のみが主権を持つと説くことができるようにおもわれる。

しかし更らに詳細に眺めるならば、この異議は決して納得の行くものではないことがわかる。過去でも屢々より強い国家がより弱い国家に対し、そのために弱い国は自らの主権を喪失することはなく、圧力をかけていたのである。勿論今日原子力の側で潜在的に行使される圧力は巨大なものとなり得ている。しかしこの圧力もいずれにしても西半球にあってはこれまでのところ諸関係が根本的に変転するまでにはいたっていないのである。なぜなら、中小諸国に様々の形で及ぼされるあの巨大な圧力があるにもかかわらず、自由世界の中小諸国はそのような圧力に対し、場合によっては、万一の場合はそのような態度から彼らに生じるかもしれない諸々の結果を顧りみずに、「否」をつきつける権利をなお保有しているからである。

而して、一国家が政治的存在の領域において「否」といえる限り、その国家は、主権を持つ国であるという要求を当然のこととして自からのためになし得るのである。オランダがアメリカの強い圧力に屈して極東におけるその

属領を放棄した時、オランダはあの頃にも主権をもった国家として、拒否する権利をもっていたのであるから、もっと他に決定の仕方もあったにちがいない。またフランス人もヨーロッパ共同体に関する諸条約を承認するか否かが問題となった時、ものすごい圧力に曝されたのであった。それにも拘らず、フランスはこれらの諸条約を承認しなかった。また、フランス人とイギリス人が—彼等に加えられた圧力に従って—スエズ戦争に終止符を打った時、彼等はより賢明な政治的判断に従ったのであった。しかし、この二国がもっとちがって政治的にふるまい得たこと、また近東における戦争を第三次世界大戦にまで拡張できたことを疑うものはだれもいない。

六

主権が、法に対する政治的なるものの優位を確実にするところの、そして主権をもつ国家をして特定の前提の下に、万一の場合は法に対してさえ自己を主張させる状況におくところの、ある一つの政治的・存在的な概念であること、並びに純粋に政治的な性質をもつ従属は今日においても依然として主権を根本的に問題とするにはふさわしくないことを確認することによって、同時にわれわれは、衛星国家の概念を比較的詳細に定義づけるべき状態に立ち到るのである。衛星国家と主権を持つ国家とは、前者が主権という言葉を決して正当には要求することができないという点で区別される。

これが決定的なことである。例えばユーゴースラヴィアは衛星国状態を脱しており、そして共産主義政治体制にも拘らず、政治的範囲において拒否する権利を保持しているから、主権をもつ国である。他方、衛星国状態から脱し主権を持つ国になろうとするハンガリアの試みは失敗に終ったのであるが、ポーランドのゴムルカ政権の上には今日もなお晴れない薄暗がりが重苦しく蔽っている。われわれは、主権的たろうとする試みに最後には良い結果が

与えられるかどうかも知らずに、そのような試みをなす一国家の目撃者なのである。ポーランドが再度政治的範囲で最後の決定的な言葉を語り得る、即ち「否」と言い得る時に始めて、ポーランドは正当に主権をもつものとされうるのであろう。

七　伝統的な主権教義には現在においても多くの国際法的な種々の協定が執拗にからみついている。マーシャルプランあるいは北太西洋条約、ヨーロッパ会議、西ヨーロッパ連合やヨーロッパ統合に到る数々の条約などを考えてみるがよい。ここでは諸国家は昔と同様に主権を持った政治的な統一体として仮定されている。われわれはドイツ連邦共和国における占領体制の解体がドイツの主権を回復するという標語の下で熱望され祝福されたことを決して忘れてはいない。一般条約のパリ修正の中には次のように述べられている。「ドイツ連邦共和国はそれ故一主権国家の全権能を対内的及び対外的事項に対して持っている」。

勿論、シューマン・プラン、モンタンユニオン、ヨーロッパ経済及び原子共同体において超国家的な共同体を創り、亦立法、行政、司法において国民的な要請を反映させる試みがなされて来た。しかしこれらの新らしい超国家的共同体については、あたかもこの共同体に参与している諸国家の主権が実際になんらかの方法で決定的に犯されたかの如き見解を抱く必要はない。今日においてもなお、国際的諸協定から結果する種々の義務について起るかもしれない争いは、純粋に国際法的な性格を帯びている。今日においてもなお、主権的に決定を行なう多数の国家という政治像は依然決して実際において不条理なものと論証されてはいない。今日でもなお諸国家は、その主権に基き、自からを超国家的共同体から解き放ち、たといその「否」が同時に現存の法的義務に違反する場合であっても、「否」

といい得る立場にある。今日でもなお超国家的な共同体はその一構成員の離反を懲罰によって妨げ亦それによってその主権を粉砕する性格をもつことを証明し得る状態になってはいないのである。

民族（フォルク）、国民（ナチオーン）、国家（シュタート）には理念型的関係はない

国民国家時代のための民族、国民、国家の特徴的な理念型的関係は、われわれにあっては特別の理由から実際には確固たる地位を築き得なかった。最近百五十年のプロシア・ドイツの政治思想はまさに、その思想が始めに民族と国民の現象にではなく、国家そのものに向けられていた事実によって性格づけられた。既にフリードリヒ大王は自からをフォルクのではなく、国家の第一の召使であると述べている。更らになかんづくヘーゲルは国家を客観的精神の顕現だと理解することによって一世紀以上に亘って代表的にドイツの国家思想を規定し、且つこの独自の思想によって国家の絶対化へと導いた教義の為に道をあけたのであった。ドイツ人の政治思想に対し、国家がその具体的な歴史性において問題なく理性的にみえるようにしたのは、この国家の偶像化である。国家とは落ちつきをもった、独自の存在をもち、同時に共同の利益を正しく評価する合理的な使命をもつものである。

シュタールによって基礎付けられたプロシア保守主義の教義も最終的には国家現象及びそのヘーゲル的な意味における道徳的内容の現象において構成されたものであった。例えばマウレンブレッヒャー、ツェップァル、シュミット・ヘンナーの如き国法学者たちも、彼らが、国家の中に、理性の援助を得亦理性によって印象づけられた歴史経過の援助を得て、道徳的生活のシステムを保障すべき論理的組織を見ていたという意味でヘーゲル学派の人々であった。

十九世紀前半のプロシア及びオーストリアにおいて民衆煽動家への迫害が特に激しい形態をとったことはそれほど驚くべきことではない。当時支配力を持っていた国家観に対してフランス大革命によって刻印づけられた民族、国民の概念を動力として政治的生活に導入しようと意図した、敵、非ドイツ的、その上大逆的であると感じられていたグループにこの迫害が向けられたのであった。従って一八四八年の革命的な諸事件が相次いだ時代に「民主主義者に対してはただ兵士だけが頼みとなる、」という原理が当時のプロシア政権によってその政治的行動の決定的な方針として採用され得たのである。民族、国民、民主主義はまさに当時においては革命的気配を帯びていたのであり、この概念を用いた人々は、現存する政治秩序を転覆させようと図る革命家と思われた。従って、中央党の左翼を以って自から任じる代議士や裁判官には、例えばプロイセンの司法大臣によって「彼は国民議会の極左主義者の危険な方向に組し、そして……現在なお、世論が民主主義者に数える人々と交わっている」と申し立てられ得たのである。かくて一八四八年、国家に形体を与えている君主主義的・権威主義的原則は革命的な自由主義的・民主主義的勢力に打ち克ったのであり、フリィードリヒ四世が、彼に対してフランクフルト国民議会から提供された王冠を拒ばんだのも、彼が、自からの先験的に合法的な政治的権威は、王がその権力の正当性を最終的に民族及び国民によって媒介されるとした場合、保持されないであろうと感じたからであった。

トライチィケも、権力を持ち権力を拡大しようとするのは国家の宿命であるという彼のテーゼによって国家の道徳的束縛が次第に疑われるようになった時でさえ、結局、ヘーゲルの遺産を否定することが出来なかった。あの中世のヨーロッパ帝国の名称を冠し、そこにおいて国民国家に対するドイツ人の憧憬が、十九世紀において―いずれにもせよその初期に―実現をみたビスマルク帝国も亦この伝統とは手を切らなかった。なぜならば、ライヒ創設の時代に政

治的ドイツ的思想を最終的に規定したのは民族や国民の概念ではなかったからである。むしろ、ライヒの創設者にとって、それはプロシア国力の創造であった。ビスマルクにとってライヒとは畢竟プロイセンをしてライヒにその独自の精神的極印をおしつける状態に到らすための手段にすぎなかったようである。このライヒは、中心的には伝統的なプロシア保守主義の意味における国家現象を、次には君主国を、最後に、個々の君主国を結合することによりしかもプロシアが主導権を握ることによる典型的な連邦国家としての刻印をもった連邦主義制度を志向していたのである。別の表現を用いれば、ライヒは、中央権力すなわち君主制連邦国家におけるプロシアの主導権を保障し、この権力を南部の反抗的な諸侯、即ちプロシアの国王からではなく、ドイツ皇帝から命令を受領する準備がすっかりできていたところの、これらの諸侯に対して口当りの良い物にするための、いわば手段に過ぎなかったのである。ビスマルクのライヒ憲法の中で、先づ第一に連邦参議院について、次ぎにドイツ皇帝の名称を帯びるプロシア国王に帰属する連邦の議長職について、そして最後に始めて国民議会について語られているのは、このような事情に相応するのである。この事情は亦、まず、何故プロシアの保守主義者達がプロシア国王が皇帝という称号を相続することに反対したか、次に、何故国民国家的運動がビスマルクによって一八七一年当時のライヒ領土内に制限され得たか、最後に何故自由主義の標榜する西欧的な国民国家思想が、新ライヒをプロシア的伝統をもつ重荷から解放し新たな内容で満たそうと意図したかを明らかにする。(三)

(三) 一八九〇年以来のライヒ概念の変遷について、亦更らに、ビューロー及び国民国家的力の次第に勢力を加えてくる印象、また国民国家的力の戦闘的なもの、攻撃的なもの、帝国主義的なものへの成長に関してはシーダーの一九六一年一月十八日の「デル・パルラメント」紙に寄稿した「一八七一年のドイツ帝国」などがある。そこでは、一八七一年トライチィケも亦、ビスマルク的な意味の国民国家原理を一八七一年当時のライヒ領土に限っている、との指摘がなされている。「カ

イザーとライヒ」という慣用句の歴史的意義については、スメンドの国法論集（一九五五年）十八頁を比較されたし。

プロシアの崩壊によって、いずれにもせよ、われわれにおけるライヒ思想は、神話製造家やその従属者達を度外視するならば、たとえ後の帝国主義（インペリアリズム）とそのかかり合いを度外視するとしても、魅力を失ってしまった。今日全く一般的にいって、このライヒ思想をあいまいにしたのはまさにこの帝国主義（インペリアリズム）である。英国人が彼等の帝国をイギリス連邦に変えてしまったのも、そしてフランス（フランクライヒ）やオーストリア（オエステルライヒ）が名称でだけ今なお昔のライヒ理念を偲ばせるにとどまるのも、決して偶然ではない。

国民国家思想へのイデオロギー的なものの滲透

一　既に国民国家成立の時代に国際的領域においては、国民国家の原則の最終的には無政府主義的な結果にブレーキをかけて来たもろもろの力があった。既に人文主義の時代、理性の、自然法の時代、啓蒙主義の時代に、国民国家の原則の尖鋭度を柔らげるある特定の「イデオロギー的な」結合があった。純人間性に対する一般的な信念、人間への信念、人間の理性と本性への信念、進歩に対する信念が根深く近代国民国家の諸要求と対立した。十六、十七世紀に人間の本性と理性の上に築かれた近代国際法の創造はおそらくこの点に関してきわめて印象的な証拠を挙げているのである。

この結合に十八世紀以来政治的な横のつながりが加わる。保守主義者は保守的に組織された諸国における政治的保守主義に同情を示す。その例としてわけても王位と祭壇への内政上一様の志向によって結合された神聖同盟を考えてみるがよい。同様のことがイギリス自由党員についてもあてはまる。彼等は、一七八九年のフランス大革命

の担い手たちが、十七世紀の革命家たちにとって神聖であったと同じ理想のために、バリケードによじ登ったと信じたが故に、決して偶然ではなく—ともあれ第一番に—フランス大革命を温く迎えたのであった。十九、二十世紀においても、自由主義的諸原則の侵害は、すべての国において、世論の対応する自由主義的反動を呼び起した。

教会の横の結合もこの関連において想起され得る。もしカトリックの信仰原理が損われ、カトリック教徒が迫害されるなら、世界の到る所でカトリック教徒はカトリック教徒のために立ったであろうし現在も立つであろう。新教徒の側からも全世界的発展の結果として同様な展開の道が拓かれた。ユダヤ人の国際的な横の結合に対するナチのあの病的な反応はまだすべての人の記憶にある。そして最後にわけても第二、第三インターナショナルにその創造的表現を見出した労働運動をまづ指摘しなければならない。

国民国家の時代にあっては、この論文においては短縮の便宜上イデオロギー的なものと名づけられてよいものと、民族と国民とに所属することから結果として生じたもろもろの要請との間の衝突においては、後者が優位を占めていた。フォルクに対する個々の市民の忠誠はイデオロギー上の忠誠に対し、なにをさておいても、優位を要求する。別の表現をかれば、個々人が国民として所属することから結果的に生じる諸結合は一切の国際的乃至超国家的「イデオロギー的」性格の結合を超越したのである。

二

第一次世界大戦後にも人々は国民国家という伝統的な形式に固執した。新らしい国民国家が多数誕生したことは国民国家の原則の創造的な力を絶対的に信じていたことを証明する。同様にジュネーブの国際連盟も古典的な国民

国家の主権概念の上に基礎をおいていたのである。国際連盟は自由な諸民族の同盟的組織であって、諸民族は自分の気の向くままにこの組織に参加し、亦反対に、これは大国における場合であるが、同組織から脱退できたのであった。諸国家の政治的主権は一致の原則のうちにその明白な表現を見出したのである。いかなる国家もその意志に反して行動するように強制され得なかった。締約国は自らに関するすべての事柄において最終的決定権を持っていたのである。

第二次世界大戦中にも、未来の国際法にもとづく新秩序に関して話が進められたすべての重要な会議において要求されたのは、あの「全ての平和を愛する国家の主権的平等の原則」であった。大西洋憲章、一九四三年のモスクワ会談、同年のテヘラン会談、一九四五年のヤルタ会談、ポツダム会談等々を考えてみるがよい。その上に将来の国際的な秩序がうちたてらるべきものは常に諸国家の主権的平等の原則であった。殊にソヴィエト連邦は、これらの諸会談において、ソ連邦により要求された拒否権を主権の原理と結びつける仕事、亦新らしい国際的な秩序はこの原則の承認の上になりたたねばならないことを理解させる仕事に疲れを知らなかった。

事実その頃人々は主権の原理の助けを借りて、当時既に連合国の間にイデオロギーに関して存在していた緊張状態を調停し、戦争の終った後で世界を新らしく秩序立て得ると信じていた。従って亦、戦時中及び戦後、国家的安全という概念がそのような中心的役割を演じ得たのである。何故ならばもし将来の世界平和機構が先づ第一に主権を持った大国に依存する筈のものならば、それから至極当然なこととして、これらの大国がなにらか国家的安全という点で脅威を感じるということがあってはならなかったからである。それ故人々は将来の平和のために、ソ連邦および他のドイツ東方隣国の安全要求もまた基本的に正当なものと認めねばならぬ義務があると考えたので

あった。

三　この考え方はサン・フランシスコで先づ創立された国際連合の械構の中にも名残りをとどめていた。勿論サン・フランシスコにおいては、ジェネーブ国際連盟と言う機構型態が今日において変ってしまった時代の諸要求にはもはや応えられなくなったこと、またおそろしい新たな世界の闘争を可能な限り直ちに停止させるためには必要な力を持った、もっと独立した団体を作らなければならないことが明らかであった。そのためにサン・フランシスコでは満場一致の原則と手を切り、新らしい国際法の憲章においては多数決の原理を導入した。サン・フランシスコでは遂に国際法の実際的な構造上の変更をするまでには到らなかったが、その理由は憲章の起草者たちはまさに同時にまた大国の主権的平等性の原則をも尊敬しなければならなかったからである。このことが多数決原理から、国際法においてこの原理がもつ独得の創造的な意義を奪ったのであった。何故ならば安全保障理事会では大国の拒否権のために多数決原理が充分に力を発揮できないからである。この拒否権は大国に対しては、規約から生じる諸々の制限を、ある程度、即ち実際我々が多数決原理による主権の制限についてではなく、国際連合の組織による主権の確認について語り得る程度に相殺するものである。

四　かかる状況に直面して不愉快なのは当然である。一方では今日経済的、運輸交通的、学問的、技術的観点の下に、殊に軍事的技術的及び原子兵器の視点の下に、空間と時間とは克服され、世界は一つの世界になったことをわれわれは知っている。しかもこの発展に特徴的なのはこの発展が人間の意志とは無関係であること、むしろ、人間の意志に反して実現されたといい得る点である。

国民国家の視点の下に、今日、自由な諸フォルクが、全てを破壊する第三次世界大戦を引きおこすよりはむしろ彼等の政治的主権を放棄する覚悟が出来ているか否かの決断に迫まられる時、その政治的な自由とそれとともに主権を平和の祭壇上に犠牲に供する覚悟がすっかりできていることは、右のような事態に即応するものである。平和を維持することは人類にとって今日では国家の主権を維持することより重要であるように思われている。別の言葉を用いれば、国民国家の諸原則は、もはやそれだけの立場からでは、ヨーロッパの政治的統合、更らに遂に世界の政治的統合を妨げるべき内的な力をもっていないのである。進歩的なヨーロッパ及び大西洋の統合がこのことを充分に証明している。

五　それにも拘らず若しもそれ自体不能な、普遍的な、政治的な平和の到来がなかったならば、これは明かに他の理由による。衆知の如く、今日の世界状勢の不隠は世界のイデオロギー的な分裂と分離に帰因するものである。共産主義とナチズムとが互いに異なるニュアンスをもちながらも革命的世界観的運動を突如として始めたことは、状況を根底から変えてしまった。もし専門用語的略語をそのまま用いてよろしければ、今日決定的な事柄は国民国家的忠誠と政治的イデオロギー的結合との間の闘争の場においては、特定の一国民と特定の一国家に所属することから生ずる数々の義務は、国民国家の時代における様に、革命的且つ世界観的イデオロギーへの信仰から結果するところのもろもろの結合に対して、もはや自明の優位を持っていないということである。むしろこの両者、即ち国民国家的忠誠及び政治的イデオロギー的結合には、それぞれの立場において、国民国家的な諸要求を超越していることが共通である。斯くて、伝統的意味での国民国家の時代に弔鐘が鳴らされる次第である。

六　このような発展は更らに、第二次大戦中に屢々主張されたようにこの大戦が何故第一次世界大戦の延長として単

純に見做されないか、を明らかにする。スマッツ元帥によって曽ってそう名づけられたこの三十年戦争は、実際には第二次世界大戦という鋭い切れ目によって第一次大戦とは隔離されたのであった。第一次大戦はその原因と進展の具合から観ても、伝統的意味における国民国家的闘争であり、国民国家の時代に加えられるのであるが、第二次世界大戦についてはもはや同じことが主張できない。第二次大戦は第一次大戦とは対照的な極めてイデオロギー的な闘争であったのである。

上述のことは、今日においてもなお国民感情や国民意識が第一位の政治的要因ではないこと、そして一フォルクの国民的本能に働きかける訴は大きな意義を持ち得ないということ、を意味するものではない。第二次大戦において、しかもその最も危機的な段階において、全体主義国家の指導者達が成功裡にほしいままにその民族の国民的本能に訴えたのも決して偶然ではない。しかし、このことは結局、諸民族をして彼等を支配している政治的イデオロギーのために働かせ亦彼等をそのように誘導するためにのみ行なわれたということを見誤ってはならない。国民国家の時代には、イデオロギー的な目標設定の助けを借りて帝国主義（インペリアリズムス）をカムフラージュするために、このイデオロギー的な目標設定を悪用したのに対し、二十世紀では、その時代の根底にある変化とあいまって、イデオロギー的勢力の伸張を可能にするための特定の国民国家的な目標設定が追求されるのである。人々は例えば自由、平等、博愛等々の理念の宣伝を考えてみるとよい、—過去において、宣教の使命感は結局は国民国家の原則の前に膝を屈したのに対し、今日人々は、昔の政治的階級秩序並びに価値の秩序を転倒させるため、及び国民国家的原則を決定的な力を持った社会的イデオロギー的諸力に組み入れまた従わせるため、伝統的な国民国家の諸範疇を利用するのである。

かくて、第二次世界大戦中の国民感情への訴えかけは、この大戦が結局本質的にはイデオロギー戦争であって国民国家的戦争ではなかったことになんら決定的な変更を加えるものではなかった。今次大戦が漸次まさに西側連合諸国によっては実際にはイデオロギー戦争としては遂行されなかったということは勿論正しい。一九四三年のカサブランカ会議のこと及びそこで当時のアメリカ合衆国大統領の発起でつくられた、ドイツの「無条件降伏」の文句を思い出せばよいであろう。この状況のもとで、西側からは政治的領域において事実上今次大戦も亦本質的には国民国家的な戦争として終了せられたこと、及び西側連合諸国は、「解放者」としてではなく「勝利者」としてドイツに来たことはあながち驚くべきことではない。このことは、しかしながら、人々が度々容認する態度を示しているように、諸関連の圧力の下におこった戦争が、その内的精神的内容に従って実際に国民戦争になったことを意味するのではなく、本質的にはイデオロギー的な戦争を国民国家と言う伝統的な手段、即ち戦争の真の性格にはふさわしくない手段によって終了せしめられたことを意味する。

戦後の諸事件は、連合諸国による第二次世界大戦の国民国家的こじつけが、将来の国際的秩序が国民国家的主権の原則の上にうち建てられうるであろうと信じるのと同様に、宿命的迷蒙であったことを立証した。われわれの眼前で起り、われわれに今日時代の変化について語る権利を与えてくれる深刻な歴史的変化は、伝統的な表象や概念によってもろもろの事件に影響を与え得ると信じていた人々よりは、より強いものであった。

七　世界を第三次大戦の自殺的諸結果から守るために諸民族（ヘルケル）に国民国家的主権と独立の原則を犠牲に供する覚悟が今日にもできているとしても、上述のことから今や次のことがつけ加えられなければなるまい。即ち国民的（ナショナーレ）独立の潜在的任務は、諸民族が本質的に異質的なイデオロギー上の体系に服従する覚悟を、包含しないということである。

徹底的な原子兵器反対論者即ち、イギリスのラッセル卿と共に「赤か死か」の二者択一に対して死よりもむしろ赤を選ぶものは別として—、今日もなほ、諸民族はその独自の政治的存在のイデオロギー的基礎を放棄し、彼等のイデオロギー的な敵対勢力によって外側から彼等の「生きる道」を指図させるよりも、むしろ新らたなおそろしい戦争の危険をその一切の結果とともに我身にひきうける覚悟をしているように見える。

八

上述のことから帰結することについて更に二、三指摘しておきたい。

我々は、今日、国民国家的なものが世界観的イデオロギー的なものによって蔽い尽されている時代の転換期に住んでいるということが正しければ、何故国際連合の組織が、かくも広汎に、国連に元来与えられている諸機能を果たすことをやめてしまったかを理解できるであろう。原因は列強がサン・フランシスコでの憲章によってその主権の面でいわば保障を受けたことではない。むしろこの弱点は今日の国際連合の組織も、かつての国際法的な性格をもっていた制度（国際連盟）も共に持つものである。この弱点は国際的な法としての国際法に一般にある程度内在するものである。

むしろ実際にはこの弱点は、世界がイデオロギー的な分裂をしているために、主権の原理が国民国家の時代には与えられていなかったもろもろの機能を果しているということに帰因する。即ち本質的にイデオロギー的な時代にあっては、主権という政治的原理は、現実には、人々がその助を借りて、非即物的即ちイデオロギー的であって国民国家的ではない目標設定を企てる一手段となる。事実今日結局のところ拒否権は、大国の政治的な独立性を擁護

するためというより、むしろ国民国家的主権の偽装の下にイデオロギー的なそしてこのイデオロギーによって強力に規定された目標設定を遂行するためにしばしば用いられている。これが何故国際連合で諸国家が実際にはその衛星国的状態にあることによって既に早くから主権を喪失しているのに、主権がある様なポーズをとるのかということの理由でもある。

九　その際対立している二つの世界観はその為に非常な激しさをもってぶっつかり合うが、これは、その二つの世界観にはそれがなければ一つの共同体が法的にも道徳的にも亦政治的にも長期にわたって存続出来ないところのものが欠けている、即ち同質性が少しもないからである。人々は自由を望めもしないが同時にそれを否定することもできない。政治秩序に内在する全体性の原理を基礎として全存在を把握しようと要求する一政治秩序は、原則として自由の上に基礎づけられた社会秩序といかにして妥協に到達できるのであろうか。かくも異なる諸秩序とイデオロギーの間にはおそらく、策略から抜目なく考慮された相互の譲歩がいろいろとあるであろう。人間は共に生きる可能性を捜すだろうし、「共に存在する」であろう。かかる「共存」の証拠を歴史は数多くあげている。

しかし我々は誤解してはならない。例えば現代の様な「共存」の時代には結局のところ互いのパートナーは、そのうちパートナーのいずれかの側で何か「根本的なこと」が起り、それが長い眼でみれば、種々異なったイデオロギー体系の同化を可能にし、且つそれによって闘争を結局不必要とおもわせるに到ること希望しながら生きているのである。

今日の共産主義者は、なかんづく経済的な危機が西側世界を震憾して、そのために戦争をせずにこの西側世界を東側の社会的イデオロギー的体系との調和にひき入れるのが可能であるようにと希望している。他方西側は、東側ブロックにおいて（例えばソ連と中共の間で）あるいはソ連自体の中で任意の時期に異質の社会的・イデオロギー的体系の間で調停を始めることを認めるところの、体系中の脆弱な個所といったものが現われるのを希望している。

二つの異なる秩序体系の間にはある現実的に組織的な創造的な妥協はやはり可能でない。そのために、ドイツ、イギリスあるいはヨーロッパのいずれかの手によって架けられるのを問わず、一秩序から他の秩序に橋を架けることができない。何故なら、橋というものは常に橋の架けられ得る何ものかの存在を前提とするからである。そしてそのかくも対照的な世界観的秩序をより高度な統一の中に止場せんとする橋がどのようなものであるのか、という問に対して、その解答は今日まで—そして「偶然ではない」とつけ加えられるが—与えられていない。

十

国民国家的原理に対する政治的・イデオロギー的なものの優位から、いかなる国家と雖も他の国家の内政に容喙してはならないと言う原則が修正を必要とするという結果が生じる。「干渉せず」の原則は国民国家的主権を尊重することから結果する。この原則は国際連合の規約からも明瞭に認識される。その規約に従って、国際連合がそのいずれかの加盟国の内政に属する問題に関与することが禁じられている。しかし本質的にイデオロギー的な時代にあってはこの原則はかかる普遍性を保持できない。それはもはや政治的現実に適応する原則ではないから、この原則は全く事宜を得たものではなくなっている。国連規約の中に次の様にあるのも決して偶然ではない。即ち干渉を

排除する事項として、「本質的に国家の国内的管轄の枠内」にある問題でなければならないと。しかし何が「本質的に国内的事項」であろうか。この表現は時局の変化に応じる解釈に門戸を開放し、国際連合と言う現存の組織の枠内で既にイデオロギー的な視点に順応させることを可能にする。本質的にイデオロギー的な時代にあっては諸国家はもはや一国の「内政的」な憲法的組織にとうてい無関心ではいられないのである。この様な時代には、西側あるいは東側の意味における全政治的世界像に対し基本的意義を有する一イデオロギー的性格を同時にこれらの国家が持つことなしに、諸国家が主張出来る国内法的な例外法は存在しない。

例えばソ連の勢力圏内にある諸国家の統制は一九五〇年代に次のことを充分に示している。即ちソ連邦がどれほど真険にソ連の勢力圏内にある諸国家の共産主義的・イデオロギー的な統制に関心を示しているか、また所謂「母国」(ムッテルランド)は、もしそれが共通なイデオロギー的な調整を必要とする場合は、場合によってはいかに躊躇なく、今日なお非常に頑固に擁護されている古い国民国家的主権の原理を、共通の政治的イデオロギーのために、犠牲にすることを覚悟しているかを示している。キューバに対するあの失敗した侵入の試みの際アメリカ合衆国によって自国の正当づけの為に同様のイデオロギー的な考慮が提出されたのである。

十一　イデオロギー的なものの革命的な出現が一連の問題においてもあらわれているが、これらの問題について、ともあれ例を挙げて言及しようと思う。

国民国家の時代には今日の形をもった第五列（5. Kolonne）の問題は存在しなかった。既に国家社会主義やフ

ァシズムの下では、このような思想が征服された国々における国家社会主義者やファシストによって公然と熱烈な同感をもって歓迎され、そして人はその行動によって反逆罪の構成要件を充たすのを躊躇しないという状態にあったのである。今日においても、あるいは起るかも知れない将来の闘争において共産主義者は世界中の到る所で共産主義者によって友人及び解放者として歓迎されるであろうこと、亦反対に、「西側」は東側において同じように西側に向いた民衆によって喚呼の声で迎えられるであろうということは疑問の余地がない。斯くて、国民国家の意味における敵は今日では何百万もの人々によってイデオロギー的な意味での解放者や友人として迎えられる。一方同時に何百万もの国民同胞がイデオロギー的意味での敵と見做されるのである。ドイツ連邦共和国内の非共産主義者たるドイツ人を、「複讐者」、「帝国主義者」、「独占資本主義者」と性格づけられた「敵」と見做すように、ソビエト占領地区のドイツ人を誘導する、ソビエト占領地区で企てられているかずかずの試みを例として考えてみるがよい。

次に、例えばこのようなこともなお可能であろうか。即ち、ある本質的にイデオロギー的な時代において、反逆（Landesverrat）の概念を、この概念を性格づけたあの国民国家の時代におけると同様の方法で規定することが出来るだろうか。あるいは我々は反逆の概念を、時代の変化により多く応えられる他の概念によっておき換えなければならないのであろうか。

更らに、我々は、今日の形式的な「国籍法」から、更らに新らたな、最終的にはイデオロギー的メルクマールによって規定される「国籍法」へ移行する発展の中にいるのであろうか。

あるいは伝統的な中立権のことを考えてみるがよい。伝統的なスイスの形式あるいは新らしいアフリカの形式あるいはネールのアジア形式のいかんを問わず、この中立権には、本質的にイデオロギー的な時代にあっては、たとえ策略的な諸理由からこの中立状態を固執するのを好み且つ望むとしても、いかなる余地も残されていないのである。何故ならこの局外中立の状態は結局のところ、ブロックを形成し、イデオロギー的に相互に敵として対峙しあう大きな世界的強国間の緊張の存在の受益者として生きているからであり、強国間の緊張がなくなれば、それが同時にいわゆる第三の中立的勢力圏の終えんを結果としてもたらすからである。

十二　ここで論ぜられた複雑な問題に対する、特殊な、ドイツ的な寄与を指摘することによって結論しよう。

私は一九四四年七月二十日の運動を[1]、この運動が、これを支えているエリート達によって、いかに理解されたかを考えている。この運動の特殊性は、この運動と共にわれわれの敍述との関係においてイデオロギー的なものの出現と名付けられうる何ものかが亦起った点にある。

一般的に見て、西側世界は、そこでは世界観的な特定の政治的イデオロギーの諸要求と国民国家の諸要求との間の相剋に到らなかった限りにおいて、当時のドイツがあった状況に比べて、より幸運な状況にあったのである。〔ナチスにより蹂躙された〕西側諸国の抵抗運動にあっても、そのような相剋は生じなかったが、その理由はこの運動が反共産主義的に秩序づけられていたのみならず、同時に国民国家の意味において純粋に国民的な解放運動でもあったからである。

われわれにあっては事情は異なる。ここでは始めて次のようなことが起った。即ち、その全体性の立場から独立性をもった個人を原理上止揚し一切の客観的拘束力ある価値を相対化してしまう革命的政治的世界観に対し、西側から原理的に同等の水準において対決がなされ、人々は古代及びキリスト教から伝来した西欧世界の文明の諸要求を、国民国家的諸原則およびかかる諸原則から結果する忠誠の義務に対して、優先せしめる覚悟をしたのである。ここに始めて、戦斗的な形で、西側から国民国家から生ずる諸原理に対するイデオロギー的なものの優位が確認された。私には、このことは、ナチズムがいわばその意志に反して作り出したところの、全ヨーロッパ的な意義をもつ事件であるようにおもわれる。それは、ローゼンシュトック・ヒューシィの美しい言葉を借れば、大きな歴史的な瞬間にそうであるように、そこでは正統な権力が非正統的なものの形をとってあらわれるところの一事件である。それはドイツ側から、ヨーロッパの、更らには西側の統合の進行中に、天秤皿に投げこまれ得る最大のプラスである。というのは結局それは未来の時代の開始を象徴的に告げ知らせた一事件であったからである。

今日のわれわれには一九五三年六月十七日を、[2] 熱望される再統一との関連でおごそかに思い出すのが慣習となっている。七月二十日に関して同じことをする用意がわれわれになければ、われわれが生きているこの政治的全情勢を正しく評価しないこととなるだろう。自由のうちに実施された選挙がソヴィエト占領地区でなんらかの理由から、自由に組織される政権のために過半数を取りえないと仮説的に想定した場合でも、国民国家的観点に立つ限り、それにも拘らず、再統一を促進する義務がわれわれにあるであろう。これと異る態度は、われわれが七月二十日に、結局、簡潔にいえば、少くとも六月十七日と同じ地位を認める場合にのみ正当化される。

自由のうちに再統一するという言葉は実はここに述べられた複雑な事情、即ち、国民国家的思想とイデオロギー的

思想から生じた二つの要求が対立し合う場合、後者が今日では優位を占めるという事情を不明瞭にする。一九三五年のザール票決の時代、その時代には票決国民の過半数と意見を同じくして商業顧問官レッヒリングは、「たとえベルリンには悪魔が居てもナチス・ドイツに投票しなければならない」と言明したのであるが、この時代は、もしわれわれが今日二つに分割されてはいるが圧倒的に自由の状態で生活しているドイツに対し、潜在的には全体主義の旗の下にある再統一に優位を与えようとせぬ限り、もはや、われわれの時代ではないのである。連邦議会議長であるオイゲン・ゲルステンマイアーは最近このことを甚だ適切且つ明確に述べている（一九六一年四月二十四日CDU第十回党大会においてなされた報告「ドイツ人の祖国とは何か。」）―「ドイツ人の祖国とは今日では平和を決意した人々のドイツである」。ナチオーンにとって、高められた象徴的な統合力を持つ祝祭日にも、この優位はその表現を見出すべきであろう。(四)

(四) ゲルハルト・ライプホルツ教授は、哲学博士・法学博士・ゲッチンゲン大学教授・ドイツ連邦共和国憲法裁判所判事。主著に Fichte und der demokratische Gedanke, 1921; Gleichheit vor dem Gesetz, 1925; Probleme des italienischen Verfassungsrechts, 1928; Das Wesen der Repräsentation, 1929; Auflösung der liberalen Demokratie in Deutschland, 1933; Macht und Ideologie in der zwischenstaatlichen Beziehungen, 1950; Strukturwandel der modernen Demokratie, 1952.

本稿は、原著者ライプホルツ教授から林田宛ての要望によって、ドイツ連邦共和国内務省所属 Bundeszentralstelle fur Heimatdienst 発行の週刊新聞 "Das Parlament" の附録 "Aus Politik und Zeitgeschichte B7/62" (14. Februar 1962) の論文から訳出、本誌に掲載したものである。

訳者注 (1)(2) 一九四四年七月二十日はヒットラー暗殺未遂事件のおこった日、一九五三年六月十七日は東独における反ソ暴動のおこった日。